

流域治水実践支援プログラム事業
令和8年度県管理6ダム啓発動画制作業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

愛媛県流域治水実践プログラム事業において、県民のダムへの理解促進と防災意識の向上を図ることを目的に県管理6ダム（鹿森・黒瀬・玉川・台・須賀川・山財）の啓発動画を制作するため、プロポーザル（企画提案）方式により、最も企画力等に優れた事業者を選定するものである。

2 業務内容

- (1) 業務名 令和8年度県管理6ダム啓発動画制作業務
- (2) 内容 別添「令和8年度県管理6ダム啓発動画制作業務仕様書」のとおり
- (3) 期間 契約締結日から令和9年2月28日まで

3 事業費（提案限度額）

2,783,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 愛媛県内に事業所（本社、支社、営業所等）を有すること
- (2) 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年愛媛県告示第192号）第2条第1項の規定に基づき、令和8～10年度における資格を有すると認められた者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (4) 愛媛県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団または暴力団員の統制の下にある団体ではないこと

5 応募書類

- (1) 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により参加申込みを行うこと。

① 提出物

- ・参加申込書（様式1）
- ・誓約書（様式1-1）
- ・参加申込書概要書（様式1-2）
- ・電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式5）

（えひめ電子契約システムを活用した電子契約（以下「電子契約」という。）を希望する場合のみ）

② 提出先

- ・電子メール、持参又は郵送により、「(4) 提出先」に提出

③ 提出期限

- ・令和8年7月21日(火)午後5時15分まで(必着)

④ その他

- ・参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに参加辞退届(様式2)を提出すること

(2) 質問書の提出

本プロポーザルへの参加及び企画提案書の作成にあたって、質問がある参加者は、以下により提出すること。

① 提出物

- ・質問書(様式3)

② 提出先

- ・電子メール、FAX又は郵送により、「(4) 提出先」に提出

③ 提出期限

- ・令和8年7月21日(火)午後5時15分まで(必着)

④ その他

- ・質問に対する回答は、愛媛県ホームページの本プロポーザルの実施に関するページに掲載することにより行う
- ・質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある
- ・質問内容が、プロポーザル方式による事業者選考に公平性を保てない場合は、回答しない場合がある

(3) 企画提案書等の提出

参加者は、以下により企画提案書等を提出すること。

① 提出物

- ・企画提案提出書(様式4): 1部
- ・企画提案書(任意様式:A4版): 3部(うち正本1部)
 - (a) 仕様書に基づき、作成すること
 - (b) 業務実施体制について、記載すること
 - (c) 仕様書以外で独自に提案できるものがあれば、その内容と考え方を記載すること
- ・見積書(任意様式:A4版): 3部(うち正本1部)
 - (a) 事業費(提案限度額)の範囲内で、必要な経費を見積ること
 - (b) 見積金額の内訳を記載し、代表者印を押印すること
 - (c) 見積書の宛先は、「愛媛県知事」とすること
- ・類似事業の業務実績(様式1-3): 3部
 - (a) 参加申込日前5年以内において、国又は県、市町村等の自治体や企業での類似業務を受注し、完了した実績がある場合は、提出すること

- ・ 類似事業等の成果物：3部
 - (a) 様式 1-3 に記載された業務に係る成果物又はこれまでに制作した本業務に類似する成果物がある場合は、提出すること
- ② 提出先
 - ・ 持参又は郵送により、「(4) 提出先」に提出
 - ・ 上記とあわせて、データを電子メールにより、「(4) 提出先」に提出
- ③ 提出期限
 - ・ 令和8年7月28日(火)午後5時15分まで(必着)
- ④ その他
 - ・ 企画提案書の作成及び見積書並びにこれに係る附帯作業の経費等は、参加者の負担とする
 - ・ 提出された書類については、返却しないものとし、参加者においては、契約候補者の選定手続以外には使用しないものとする
 - ・ 企画提案書提出後の再提出及び差替えは認めないが、事務局から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある
 - ・ プレゼンテーション時の追加資料の提出や新たな提案は認めない
 - ・ 企画提案書の提出は、1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない

(4) 提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 (愛媛県庁第一別館3階)
愛媛県土木部河川港湾局河川課水資源・ダム政策グループ
Tel : 089-912-2680 Fax : 089-933-8120 E-mail : kasen@pref.ehime.lg.jp

(5) 公正な審査の確保

- ① 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない
- ② 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない
- ③ 参加者は、契約候補者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない
- ④ 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を審査に参加させず、又は審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある

(6) 留意事項

- ① 提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う
- ② 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする

6 企画提案審査

(1) 選定方法等

- ① 契約候補者選定のため、審査会を設置し、提出された企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションにより審査・評価を行った後、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案内容を行ったものを契約候補者として選定する
- ② 応募多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち、全提案の中から、企画提案書の書面審査により3～5案程度を選定する

(2) プレゼンテーション

- ① 参加表明書を提出された参加者に対して、実施日及び場所を別途通知する
- ② プレゼンテーションの順番については、参加表明書の受付順とする

(3) 審査実施方法等

- ① プレゼンテーションでの配分時間は、説明15分、質疑応答15分を目安とする
- ② プレゼンテーションは、期限内に提出した「企画提案書」にて説明を行うこととし、追加資料の提出や新たな提案は認めない
- ③ 参加者は、企画提案書(5(3))の全てについて説明を行う
- ④ プレゼンテーションにおける説明は、原則として、本業務を受託する際の統括責任者が行う
- ⑤ 提出書類及びプレゼンテーションの内容は非公開とする
- ⑥ 当日のプレゼンテーションの配分時間等については、変更があれば、別途通知する

(4) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

- ① 提案内容
 - ・ 小中学生から大人まで幅広く理解できるような動画イメージやコンセプトとなっているか
 - ・ 視聴者の興味を引き、理解を促す工夫があるか
 - ・ 事業の効果を高めることができるような創意工夫を凝らした独自の発想やアイデアが提案されているか
- ② 実施の確実性
 - ・ 業務体制及び類似業務の実績の有無等、事業の遂行に十分な能力があるか
- ③ 費用の妥当性
 - ・ 業務目的、内容に即した適切な経費が計上されているか
 - ・ 費用の内訳は、明確かつ適切に記載されているか

(5) 審査結果及び留意事項

- ① 参加者が1者のみの場合であっても審査は実施し、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合は当該参加者を委託候補者とする
- ② 審査得点が総得点の6割に満たない場合又は参加者が無い場合は、再度公募を実施する

- ③ 提出書類やプレゼンテーションをもとに、総合的に評価し、最も優れた提案書を決定する
- ④ 審査結果については、各参加者に書面（郵送）にて通知する
- ⑤ 審査内容については、公表せず、審査結果に関する異議申し立ては認めない

7 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、愛媛県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、愛媛県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときその選定を取り消すとともに、審査において次点となったものを契約候補者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

(3) その他

契約は書面によるほか、電子契約が可能である。電子契約を希望する場合は、参加申込書（様式 1）に併せて、電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式 5）を提出すること。

8 著作権等の取扱

(1) 著作権者

成果品に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、愛媛県に帰属することとする。

(2) 権利関係の処理

- ① 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする
- ② 第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受注者の責任と費用負担で対応するものとする
- ③ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、愛媛県と受注者で協議の上、処理するものとする

9 問い合わせ先

愛媛県土木部河川港湾局河川課 永井、久世、森本
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 - 2
TEL : 089-912-2680
メール : kasen@pref.ehime.lg.jp